

未収債権の目標及び具体処理策

所属	中央卸売市場	課・担当	総務担当	債権整理番号(3ケタ)	001	債権名	施設使用料	債権区分	非強制徴収公債権(非強公)
----	--------	------	------	-------------	-----	-----	-------	------	---------------

1. 30年度の未収金残高目標の達成状況

過年度	B1	現年度	B1	合計(過年度+現年度)	B1
-----	----	-----	----	-------------	----

「A」… 目標を達成、「B1」… 取組は予定通り実施したが、目標は未達、「B2」… 取組を予定通り実施できず、目標も未達
 「-」… 30年度途中に債権が新規発生したことにより目標設定していなかった場合など

2. 未収金残高の推移(実績及び目標) ※色付け箇所のみ整数で入力すること(小数点以下は四捨五入して、入力しないこと)

(単位:千円)

	過年度分								現年度分								合計		
	前年度からの 調定繰越額	年度中の 調定変更額	調定額 (過年度分)	徴収額 (過年度分)	不納欠損額 (過年度分)	未収金 解消額 (過年度分)	翌年度 調定繰越額 (過年度分)	過年度 徴収率	過年度 整理率	年間調定額 (現年度分)	徴収額 (現年度分)	不納欠損額 (現年度分)	整理額 (現年度分)	翌年度 調定繰越額 (現年度分)	現年度 徴収率	現年度 整理率	合計 徴収率	合計 整理率	年度末 未収金残高
	ア =前年度のテ	イ	ウ =ア-イ	エ	オ	カ =イ+エ+オ	キ =ア-カ	ク =エ+ウ	ケ =カ+ア	コ	サ	シ	ス =サ+シ	セ =コ-ス	ソ =サ+コ	タ =ス+コ	チ =(エ+サ) ÷(ウ+コ)	ツ =(カ+ス) ÷(ア+コ)	テ =キ+セ
平28実績	10,720	0	10,720	2,459	0	2,459	8,261	22.9%	22.9%	4,257,280	4,253,943	0	4,253,943	3,337	99.9%	99.9%	99.7%	99.7%	11,598
平29実績	11,598	0	11,598	1,176	0	1,176	10,422	10.1%	10.1%	4,187,857	4,184,387	0	4,184,387	3,470	99.9%	99.9%	99.7%	99.7%	13,892
平30当初目標	11,498	0	11,498	2,443	0	2,443	9,055	21.2%	21.2%	4,241,140	4,239,962	0	4,239,962	1,178	100.0%	100.0%	99.8%	99.8%	10,233
平30実績	13,892	0	13,892	1,421	1,955	3,376	10,516	10.2%	24.3%	4,156,626	4,152,766	0	4,152,766	3,860	99.9%	99.9%	99.6%	99.7%	14,376
令和当初目標	10,233	0	10,233	2,304	0	2,304	7,929	22.5%	22.5%	4,241,140	4,239,962	0	4,239,962	1,178	100.0%	100.0%	99.8%	99.8%	9,107
令和努力目標	14,376	0	14,376	3,306	0	3,306	11,070	23.0%	23.0%	4,220,553	4,217,247	0	4,217,247	3,306	99.9%	99.9%	99.7%	99.7%	14,376
令和当初目標	14,376	0	14,376	3,306	0	3,306	11,070	23.0%	23.0%	4,220,553	4,217,247	0	4,217,247	3,306	99.9%	99.9%	99.7%	99.7%	14,376

3. 30年度決算における未収債権の状況(件数、未収金残高、債務者数) ※色付け箇所のみ整数で入力すること(小数点以下は四捨五入して、入力しないこと)

(残高の単位:千円)

旧分類	回収債権									整理債権								合計 ①~⑯
	③-C ①	③-D ②	③-E、F ③	③-G ④	① ⑤	②-A ⑥	②-B ⑦	②-B ⑧	③-H ⑨	④ ⑩	⑨、⑩ ⑪	⑧ ⑫	⑧ ⑬	⑤ ⑭	⑦ ⑮	⑥ ⑯	整理債権 ⑩~⑯ 計	
強制公債	滞納発生直後のもの(督促状未送付のもの)	督促状送付後、各種催告中又は納付交渉中のもの	督促状送付後、各種処分に向けて、財産調査中又は行方不明等で所在など調査中又は個人債務者が死亡したため、相続人調査中のもの	差押手続中のもの又は交付要求中のもの	差押え後、換価手続中又は換価予定のもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納契約により、分割納付中であり、現在の分割納付額で、10年以上完納見込があるもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納契約により、分割納付中だが、現在の分割納付額では、完納まで10年以上要するもの	換価猶予等又は履行延期の特約等により、債務者の資力回復を待つため、分割納付の履行が滞り、再度、納付交渉中のもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納契約を行ったが、履行が滞り、再度、納付交渉中のもの	回収債権①~⑨計	差押えを行ったが、換価見込のないもの又は換価済だが、未収金が残る、回収見込のないもの	所在など調査後、なお、行方不明等又は相続人調査後、なお、相続人が未確定であるが、停止の判断に至れていないもの	債務者の代理人から債務整理の委任通知が届いたもの又は債務者が破産手続中のもの	債務者が破産免責決定を受けたもの	法に基づく滞納処分の停止の決議を行っているもの	債務者が生活困窮中だが、債権の特性上、停止の決議を行えないもの	消滅時効期間が経過しているもの	債務者が無資力だが、納付交渉に応じず、履行延期の特約等を行えないもの
非強公・私債権																		
過年度	件数	18	4					14	36		23			18		26	67	103
現年度	件数	18	11					2	31		8	4					12	43
過年度	残高	1,802	304					1,999	4,105		3,739			605		2,067	6,411	10,516
現年度	残高	1,670	883					312	2,865		692	303					995	3,860

【未収債権の件数及び債務者数並びに分類の考え方】

① 未収債権の件数は、原則、調定件数とする。調定をまとめて行っている場合は、事実上の債権の件数とする。(例:毎月の定期給付債権の場合、1人の債務者につき、1年間で12件の債権が発生していることとなる。)
 ② 1つの債権に、連帯債務者や連帯保証人が設定されている場合であっても、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考え、3の表は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
 ③ 債務者が死亡した場合で、相続人が複数いる場合、相続割合に従い、債務が相続される(債務が分割して相続される)が、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考える。
 それぞれの相続人で、未収債権の状況が異なっている場合、3の表は、相続された債権額の最も大きい相続人の状況で分類する。同額の場合は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
 ※ 未収債権の進捗状況 … ① → ② → ③ ⇒ 回収債権: (④ → ⑤) 又は ⑥ 又は ⑦ 又は ⑧ 又は ⑨ / 整理債権: (⑩ 又は ⑪ 又は (⑫ → ⑬) → ⑭) 又は ⑮ → ⑯

30年度末時点の債務者数

7

過年度件数計+現年度件数計=30年度年度末未収金件数
 過年度残高計+現年度残高計=30年度年度末未収金残高(上記2の表の予)

146
14376

人

4. 30年度の取組内容の検証など

	過年度	現年度
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・滞納整理事務マニュアルに基づき、適正な徴収事務を行っていく。 ・現在も市場内で営業している債務者で、分納誓約書の提出を受けている者については引き続き100%の回収を果たすよう注視する。 ・現在市場内で営業していない債務者のうち行方不明の債務者及び、破産手続き中の債務者については、これまでに収集した情報を参考にしながら、債務者の情報把握に努め、徴収停止や不納欠損を含めた適正な債権処理を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・滞納整理事務マニュアルに基づき、適正な徴収事務を行っていく。
取組実績	<ul style="list-style-type: none"> ・滞納整理事務マニュアルに基づき、徴収事務を行った。 ・廃業の申出があった債務者においては、廃業届の申請があり次第、未収となっていた債権回収の交渉に速やかにあたった。 ・各債務者の法人登記を取得、法人代表者や個人の債務者の住所地の調査、財産調査等を行い、各債権についての今後の徴収事務の手法について債権回収アドバイザーへ相談を行った。 ・現在も市場内で営業している債務者で、分納誓約書の提出を受けている者については引き続き100%の回収を果たすよう収納管理に努めた。 ・現在市場内で営業していない債務者のうち行方不明の債務者及び、破産手続き中の債務者については、これまでに収集した情報を参考にしながら、債務者の情報把握に努め、徴収停止や不納欠損を含めた適正な債権処理を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・滞納整理事務マニュアルに基づき、徴収事務を行った。 ・現在も市場内で営業している債務者に対しては、納入通知書を発行する際には納入を促す文書を同封するなどを行い、店舗等へも架電及び訪問等で債務を履行するように交渉した。 ・現在市場内で営業していない債務者に対しては、債務者の情報把握に努めるとともに、文書の発送や架電及び面談による債権回収の手段を行った。 ・破産の連絡があった際には、債権を所有している旨を主張する等を行い、配当金も収受できるように努めた。 ・破産手続きの終了した債務者については、不納欠損を行った。 ・債務履行がなされず、残地物が放置されている業者に対し、明渡しを求めて訴訟を提起すべく事務手続きを進めている。その中において、債務の履行に関しても求めていく。 ・分納誓約の不履行者で債務が6か月に達した債務者に対し、不利益処分(業務許可の取消し及び施設指定の取消し)を行った。 ・各債務者の法人登記を取得、法人代表者や個人の債務者の住所地の調査、財産調査等を行い、各債権についての今後の徴収事務の手法について債権回収アドバイザーへ相談を行った。 ・廃業業者においては、廃業届の申請があり次第、債権回収の交渉に速やかにあたるなどに徹している。
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・これまで、債権額・財産額が少額、債務者が行方不明であるが住民票所在地に居住する家族の証言しかない、法人の事業活動の実態がないが登記が残っている又はみなし解散状態となっているなどの回収困難債権についても、回収の方向性で督促・催告を行ってきた。 ・しかしながら、徴収困難債権について、徴収停止や債権放棄を検討する必要があると市債権対策室へのリーガルチェックで教示を受けた。 ・現在も市場内で営業している債務者で、分納誓約書の提出を受けている者については引き続き100%の回収を果たすよう納入を促すも履行が滞る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・分納誓約をした債務者に誓約通りの履行をさせることが相当に困難な状況である。 ・これまで、債権額・財産額が少額、債務者が行方不明であるが住民票所在地に居住する家族の証言しかない、法人の事業活動の実態がないが登記が残っている又はみなし解散状態となっているなどの回収困難債権についても、回収の方向性で督促・催告を行ってきた。 ・しかしながら、徴収困難債権について、徴収停止や債権放棄を検討する必要があると市債権対策室へのリーガルチェックで教示を受けた。
改善策	<ul style="list-style-type: none"> ・徴収停止をするべき債権とみなされる債権についての精査と、他都市・他局事例を参照し、債権管理のあり方を検討する。 ・分納誓約を履行できない債務者について、業務許可の取り消しを含めた法的処置を検討していく。 	<ul style="list-style-type: none"> ・徴収停止をするべき債権とみなされる債権についての精査と、他都市・他局事例を参照し、債権管理のあり方を検討する。

5. 令和元年度の取組内容（1.「30年度の未収金残高目標の達成状況」及び4.「30年度の取組内容の検証など」の内容を踏まえて記載すること）

	過年度	現年度
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・滞納整理事務マニュアルに基づき、適正な事務を行っていく。 ・徴収停止をするべき債権とみなされる債権についての精査と、他都市・他局事例を参照し、債権管理のあり方の検討を進め、所属内での協議に努める。 ・現在も市場内で営業している債務者で、一括納付が困難な者については、分納誓約を提出させ履行されるよう注視していく。 ・現在市場内で営業していない債務者のうち行方不明の債務者及び、破産手続き中の債務者については、これまでに収集した情報を参考にしながら、債務者の情報把握に努め、徴収停止や不納欠損を含めた適正な債権処理を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・滞納整理事務マニュアルに基づき、適正な事務を行っていく。 ・徴収停止をとるべき債権とみなされる債権についての精査と、他都市・他局事例を参照し、債権管理のあり方の検討を進め、所属内での協議に努める。

(参考)29年度実績における徴収率の政令指定都市比較(未収金残高1億円以上の債権のみ)

※①、②未入力の場合はその理由

① 政令指定都市20市中 (合計徴収率) 大阪市 位

② 過年度徴収率 大阪市 10.1% / 政令指定都市平均 現年度徴収率 大阪市 99.9% / 政令指定都市平均 合計徴収率(過年度+現年度) 大阪市 99.7% / 政令指定都市平均

未収債権の目標及び具体処理策

所属	中央卸売市場	課・担当	総務担当	債権整理番号(3ケタ)	002	債権名	電気維持料	債権区分	私債権
----	--------	------	------	-------------	-----	-----	-------	------	-----

1. 30年度の未収金残高目標の達成状況

過年度	A	現年度	A	合計(過年度+現年度)
-----	---	-----	---	-------------

「A」… 目標を達成、「B1」… 取組は予定通り実施したが、目標は未達、「B2」… 取組を予定通り実施できず、目標も未達
 「-」… 30年度途中で債権が新規発生したことにより目標設定していなかった場合など

2. 未収金残高の推移(実績及び目標) ※色付け箇所のみ整数で入力すること(小数点以下は四捨五入して、入力しないこと)

(単位:千円)

	過年度分								現年度分								合計		
	前年度からの 調定繰越額	年度中の 調定変更額	調定額 (過年度分)	徴収額 (過年度分)	不納欠損額 (過年度分)	未収金 解消額 (過年度分)	翌年度 調定繰越額 (過年度分)	過年度 徴収率	過年度 整理率	年間調定額 (現年度分)	徴収額 (現年度分)	不納欠損額 (現年度分)	整理額 (現年度分)	翌年度 調定繰越額 (現年度分)	現年度 徴収率	現年度 整理率	合計 徴収率	合計 整理率	年度末 未収金残高
	ア =前年度のテ	イ	ウ =ア-イ	エ	オ	カ =イ+エ+オ	キ =ア-カ	ク =エ+ウ	ケ =カ+ア	コ	サ	シ	ス =サ+シ	セ =コ+ス	ソ =サ+コ	タ =ス+コ	チ =(エ+サ) ÷(ウ+コ)	ツ =(カ+ス) ÷(ア+コ)	テ =キ+セ
平28実績	4,636	0	4,636	560	0	560	4,076	12.1%	12.1%	952,626	952,009	0	952,009	617	99.9%	99.9%	99.5%	99.5%	4,693
平29実績	4,693	0	4,693	1,124	0	1,124	3,569	24.0%	24.0%	902,942	902,283	0	902,283	659	99.9%	99.9%	99.5%	99.5%	4,228
平30当初目標	4,658	0	4,658	581	0	581	4,077	12.5%	12.5%	1,016,568	1,016,294	0	1,016,294	274	100.0%	100.0%	99.6%	99.6%	4,351
平30実績	4,228	0	4,228	642	0	642	3,586	15.2%	15.2%	869,277	868,280	0	868,280	997	99.9%	99.9%	99.5%	99.5%	4,583
令和当初目標	4,351	0	4,351	561	0	561	3,790	12.9%	12.9%	1,016,568	1,016,294	0	1,016,294	274	100.0%	100.0%	99.6%	99.6%	4,064
令和努力目標	4,583	0	4,583	512	0	512	4,071	11.2%	11.2%	887,358	886,846	0	886,846	512	99.9%	99.9%	99.5%	99.5%	4,583
令和当初目標	4,583	0	4,583	512	0	512	4,071	11.2%	11.2%	887,358	886,846	0	886,846	512	99.9%	99.9%	99.5%	99.5%	4,583

3. 30年度決算における未収債権の状況(件数、未収金残高、債務者数) ※色付け箇所のみ整数で入力すること(小数点以下は四捨五入して、入力しないこと)

(残高の単位:千円)

旧分類	回収債権									整理債権								合計 ①~⑯		
	③-C ①	③-D ②	③-E、F ③	③-G ④	① ⑤	②-A ⑥	②-B ⑦	②-B ⑧	③-H ⑨	④ ⑩	⑨、⑩ ⑪	⑧ ⑫	⑬	⑤ ⑭	⑦ ⑮	⑥ ⑯	整理債権 ⑩~⑯ 計			
強制 非強制 私債権	滞納発生 直後のもの (督促状 未送付 のもの)	督促状 送付後、 各種催告 又は 納付交渉中 のもの	督促状 送付後、 各種処分 に 向けて、 財産調査中 又は 行方不明等 で 所在など 調査中 又は 個人債務者が 死亡したた め、 相続人調査中 のもの	差押手続中 のもの 又は 交付要求中 のもの	差押え後、 換価手続中 又は 換価予定 のもの	換価猶予等 又は 履行延期の 特約等 又は 分納誓約 により、 分割納付中 であり、 現在の分割 納付額で、 10年以内の 完納見込 があるもの	換価猶予等 又は 履行延期の 特約等 又は 分納誓約 により、 分割納付中 だが、 現在の分割 納付額では、 完納まで 10年以上 要するもの	換価猶予等 又は 履行延期の 特約等 により、 債務者の 資力回復を 待つため、 分割納付の 履行が滞り、 再度、 納付交渉中 のもの	換価猶予等 又は 履行延期の 特約等 又は 分納誓約を 行ったが、 履行が滞り、 再度、 納付交渉中 のもの	回収債権 ①~⑨ 計	差押えを行っ たが、換価見 込のないもの 又は換価済だ が、未収金 残り、回収見 込みのないもの	所在など調査 後、 なお、行方不 明等 又は 相続人調査 後、 なお、相続人 が未確定である が、 停止の判断に 至れていない もの	債務者の代 理人から 債務整理の 委任通知が 届いたもの 又は 債務者が 破産手続中 のもの	債務者が破 産免責 決定を 受けたもの	法に基づく 滞納処分 の停止の決議 を行っている もの	債務者が生 活困窮中 だが、債権 の特性上、 停止の決議を 行えないもの	消滅時効 期間が 経過している もの	債務者が 無資力だが、 納付交渉に 応じず、 履行延期の 特約等を 行えないもの	40	52
過年度 残高		8		4					12		14				26			40	52	
現年度 残高		122		141					263		201				3,122			3323	3586	
過年度 残高		10		4					15		3		3					6	21	
現年度 残高		672		106				24	802		129		66					195	997	

【未収債権の件数及び債務者数並びに分類の考え方】

① 未収債権の件数は、原則、調定件数とする。調定をまとめて行っている場合は、事実上の債権の件数とする。(例:毎月の定期給付債権の場合、1人の債務者につき、1年間で12件の債権が発生していることとなる。)
 ② 1つの債権に、連帯債務者や連帯保証人が設定されている場合であっても、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考え、3の表は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
 ③ 債務者が死亡した場合で、相続人が複数いる場合、相続割合に従い、債務が相続される(債務が分割して相続される)が、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考える。
 それぞれの相続人で、未収債権の状況が異なっている場合、3の表は、相続された債権額の最も大きい相続人の状況で分類する。同額の場合は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
 ※ 未収債権の進捗状況 … ① → ② → ③ ⇒ 回収債権: (④ → ⑤) 又は ⑥ 又は ⑦ 又は ⑧ 又は ⑨ / 整理債権: (⑩ 又は ⑪ 又は (⑫ → ⑬)) → ⑭ 又は ⑮ → ⑯

30年度末
時点の
債務者数

15

人

過年度件数計+現年度件数計=30年度年度末未収金件数
 過年度残高計+現年度残高計=30年度年度末未収金残高
 (上記2の表の予)

73

4583

4. 30年度の取組内容の検証など

	過年度	現年度
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・滞納整理事務マニュアルに基づき、適正な徴収事務を行っていく。 ・現在も市場内で営業している債務者で、分納誓約書の提出を受けている者については引き続き100%の回収を果たすよう注視する。 ・現在市場内で営業していない債務者のうち行方不明の債務者及び、破産手続き中の債務者については、徴収停止に移行すべくこれまでに収集した情報を参考にしながら、当該処理に必要な情報を把握するように努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・滞納整理事務マニュアルに基づき、適正な徴収事務を行っていく。
取組実績	<ul style="list-style-type: none"> ・滞納整理事務マニュアルに基づき、徴収事務を行った。 ・廃業の申出があった債務者においては、廃業届の申請があり次第、未収となっていた債権回収の交渉に速やかにあたった。 ・各債務者の法人登記を取得、法人代表者や個人の債務者の住所地の調査、財産調査等を行い、各債権についての今後の徴収事務の手法について債権回収アドバイザーへ相談を行った。 ・現在も市場内で営業している債務者で、分納誓約書の提出を受けている者については引き続き100%の回収を果たすよう収納管理に努めた。 ・現在市場内で営業していない債務者のうち行方不明の債務者及び、破産手続き中の債務者については、これまでに収集した情報を参考にしながら、債務者の情報把握に努め、徴収停止や不納欠損を含めた適正な債権処理を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・滞納整理事務マニュアルに基づき、徴収事務を行った。 ・現在も市場内で営業している債務者に対しては、納入通知書を発行する際には納入を促す文書を同封するなどを行い、店舗等へも架電及び訪問等で債務を履行するように交渉した。 ・現在市場内で営業していない債務者に対しては、債務者の情報把握に努めるとともに、文書の発送や架電及び面談による債権回収の手段を行った。 ・破産の連絡があった際には、債権を所有している旨を主張する等を行い、配当金も収受できるように努めた。 ・破産手続きの終了した債務者については、不納欠損を行った。 ・債務履行がなされず、残地物が放置されている業者に対し、明渡しを求めて訴訟を提起すべく事務手続きを進めている。その中において、債務の履行に関しても求めていく。 ・分納誓約の不履行者で債務が6か月に達した債務者に対し、不利益処分(業務許可の取消し及び施設指定の取消し)を行った。 ・各債務者の法人登記を取得、法人代表者や個人の債務者の住所地の調査、財産調査等を行い、各債権についての今後の徴収事務の手法について債権回収アドバイザーへ相談を行った。 ・廃業業者においては、廃業届の申請があり次第、債権回収の交渉に速やかにあたるとともに徹している。
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・これまで、債権額・財産額が少額、債務者が行方不明であるが住民票所在地に居住する家族の証言しかない、法人の事業活動の実態がないが登記が残っている又はみなし解散状態となっているなどの回収困難債権についても、回収の方向性で督促・催告を行ってきた。 ・しかしながら、徴収困難債権について、徴収停止や債権放棄を検討する必要があると市債権対策室へのリーガルチェックで教示を受けた。 ・現在も市場内で営業している債務者で、分納誓約書の提出を受けている者については引き続き100%の回収を果たすよう納入を促すも履行が滞る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・分納誓約をした債務者に誓約通りの履行をさせることが相当に困難な状況である。 ・これまで、債権額・財産額が少額、債務者が行方不明であるが住民票所在地に居住する家族の証言しかない、法人の事業活動の実態がないが登記が残っている又はみなし解散状態となっているなどの回収困難債権についても、回収の方向性で督促・催告を行ってきた。 ・しかしながら、徴収困難債権について、徴収停止や債権放棄を検討する必要があると市債権対策室へのリーガルチェックで教示を受けた。
改善策	<ul style="list-style-type: none"> ・徴収停止をするべき債権とみなされる債権についての精査と、他都市・他局事例を参照し、債権管理のあり方を検討する。 ・分納誓約を履行できない者について、業務許可の取り消しを含めた法的処置を検討していく。 	<ul style="list-style-type: none"> ・徴収停止をするべき債権とみなされる債権についての精査と、他都市・他局事例を参照し、債権管理のあり方を検討する。

5. 令和元年度の取組内容（1.「30年度の未収金残高目標の達成状況」及び4.「30年度の取組内容の検証など」の内容を踏まえて記載すること）

	過年度	現年度
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・滞納整理事務マニュアルに基づき、適正な事務を行っていく。 ・徴収停止をするべき債権とみなされる債権についての精査と、他都市・他局事例を参照し、債権管理のあり方の検討を進め、所属内での協議に努める。 ・現在も市場内で営業している債務者で、一括納付が困難な者については、分納誓約を提出させ履行されるよう注視していく。 ・現在市場内で営業していない債務者のうち行方不明の債務者及び、破産手続き中の債務者については、これまでに収集した情報を参考にしながら、債務者の情報把握に努め、徴収停止や不納欠損を含めた適正な債権処理を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・滞納整理事務マニュアルに基づき、適正な事務を行っていく。 ・徴収停止をするべき債権とみなされる債権についての精査と、他都市・他局事例を参照し、債権管理のあり方の検討を進め、所属内での協議に努める。

(参考)29年度実績における徴収率の政令指定都市比較(未収金残高1億円以上の債権のみ)

※①、②未入力の場合はその理由

① 政令指定都市20市中 (合計徴収率) 大阪市 位

② 過年度 徴収率 大阪市 24.0% / 政令指定都市平均 現年度 徴収率 大阪市 99.9% / 政令指定都市平均 合計徴収率 (過年度+現年度) 大阪市 99.5% / 政令指定都市平均

未収債権の目標及び具体処理策

所属	中央卸売市場	課・担当	総務担当	債権整理番号(3ケタ)	003	債権名	水道維持料	債権区分	私債権
----	--------	------	------	-------------	-----	-----	-------	------	-----

1. 30年度の未収金残高目標の達成状況

過年度	A	現年度	A	合計(過年度+現年度)	A
-----	---	-----	---	-------------	---

「A」… 目標を達成、「B1」… 取組は予定通り実施したが、目標は未達、「B2」… 取組を予定通り実施できず、目標も未達
 「-」… 30年度途中に債権が新規発生したことにより目標設定していなかった場合など

2. 未収金残高の推移(実績及び目標) ※色付け箇所のみ整数で入力すること(小数点以下は四捨五入して、入力しないこと)

(単位:千円)

	過年度分								現年度分								合計		
	前年度からの 調定繰越額	年度中の 調定変更額	調定額 (過年度分)	徴収額 (過年度分)	不納欠損額 (過年度分)	未収金 解消額 (過年度分)	翌年度 調定繰越額 (過年度分)	過年度 徴収率	過年度 整理率	年間調定額 (現年度分)	徴収額 (現年度分)	不納欠損額 (現年度分)	整理額 (現年度分)	翌年度 調定繰越額 (現年度分)	現年度 徴収率	現年度 整理率	合計 徴収率	合計 整理率	年度末 未収金残高
	ア =前年度のテ	イ	ウ =ア-イ	エ	オ	カ =イ+エ+オ	キ =ア-カ	ク =エ÷ウ	ケ =カ÷ア	コ	サ	シ	ス =サ+シ	セ =コ-ス	ソ =サ÷コ	タ =ス÷コ	チ =(エ+サ) ÷(ウ+コ)	ツ =(カ+ス) ÷(ア+コ)	テ =キ+セ
平28実績	1,449	0	1,449	282	0	282	1,167	19.5%	19.5%	301,089	300,858	0	300,858	231	99.9%	99.9%	99.5%	99.5%	1,398
平29実績	1,398	0	1,398	267	0	267	1,131	19.1%	19.1%	294,329	294,094	0	294,094	235	99.9%	99.9%	99.5%	99.5%	1,366
平30当初目標	1,483	0	1,483	238	0	238	1,245	16.0%	16.0%	249,494	249,335	0	249,335	159	99.9%	99.9%	99.4%	99.4%	1,404
平30実績	1,366	0	1,366	255	0	255	1,111	18.7%	18.7%	290,409	290,145	0	290,145	264	99.9%	99.9%	99.5%	99.5%	1,375
令和当初目標	1,404	0	1,404	233	0	233	1,171	16.6%	16.6%	249,494	249,335	0	249,335	159	99.9%	99.9%	99.5%	99.5%	1,330
令和努力目標	1,375	0	1,375	234	0	234	1,141	17.0%	17.0%	251,733	251,499	0	251,499	234	99.9%	99.9%	99.5%	99.5%	1,375
令和当初目標	1,375	0	1,375	234	0	234	1,141	17.0%	17.0%	251,733	251,499	0	251,499	234	99.9%	99.9%	99.5%	99.5%	1,375

3. 30年度決算における未収債権の状況(件数、未収金残高、債務者数) ※色付け箇所のみ整数で入力すること(小数点以下は四捨五入して、入力しないこと)

(残高の単位:千円)

旧分類	回収債権									整理債権								合計 ①~⑯		
	③-C ①	③-D ②	③-E、F ③	③-G ④	① ⑤	②-A ⑥	②-B ⑦	②-B ⑧	③-H ⑨	④ ⑩	⑨、⑩ ⑪	⑧ ⑫	⑧ ⑬	⑤ ⑭	⑦ ⑮	⑥ ⑯	整理債権 ⑩~⑯ 計			
強制公債 非強制公債・私債権	滞納発生直後のもの(督促状未送付のもの)	督促状送付後、各種催告中又は納付交渉中のもの	督促状送付後、各種処分に向けて、財産調査中又は行方不明等で所在など調査中又は個人債務者が死亡したため、相続人調査中のもの	差押手続中のもの又は交付要求中のもの	差押え後、換価手続中のもの又は換価予定のもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約により、分割納付中であり、現在の分割納付額で、10年以上完納見込があるもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約により、分割納付中だが、現在の分割納付額では、完納まで10年以上要するもの	換価猶予等又は履行延期の特約等により、債務者の資力回復を待つため、分割納付の履行が滞り、再度、納付交渉中のもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約を行ったが、履行が滞り、再度、納付交渉中のもの	回収債権①~⑨計	差押えを行ったが、換価見込のないもの又は換価済だが、未収金が残る、回収見込のないもの	所在など調査後、なお、行方不明等又は相続人調査後、なお、相続人が未確定であるが、停止の判断に至れていないもの	債務者の代理人から債務整理の委任通知が届いたもの又は債務者が破産手続中のもの	債務者が破産免責決定を受けたもの	法に基づく滞納処分の停止の決議を行っているもの	法に基づく徴収停止の決議を行っているもの	債務者が生活困窮中だが、債権の特性上、停止の決議を行えないもの	債務者が無資力だが、納付交渉に応じず、履行延期の特約等を行えないもの	消滅時効期間が経過しているもの	合計①~⑯
過年度	件数		24		12				1	37		24			35				59	96
現年度	件数		10	4					1	15		4	3						7	22
残高			99	83	341				4	444		136	66	531				667	1111	
残高			44	83				4	131			67	66					133	264	

【未収債権の件数及び債務者数並びに分類の考え方】

① 未収債権の件数は、原則、調定件数とする。調定をまとめて行っている場合は、事実上の債権の件数とする。(例:毎月の定期給付債権の場合、1人の債務者につき、1年間で12件の債権が発生していることとなる。)
 ② 1つの債権に、連帯債務者や連帯保証人が設定されている場合であっても、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考え、3の表は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
 ③ 債務者が死亡した場合で、相続人が複数いる場合、相続割合に従い、債務が相続される(債務が分割して相続される)が、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考える。
 それぞれの相続人で、未収債権の状況が異なっている場合、3の表は、相続された債権額の最も大きい相続人の状況で分類する。同額の場合は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
 ※ 未収債権の進捗状況 … ① → ② → ③ ⇒ 回収債権: (④ → ⑤) 又は ⑥ 又は ⑦ 又は ⑧ 又は ⑨ / 整理債権: (⑩ 又は ⑪ 又は (⑫ → ⑬) → ⑭) 又は ⑮ → ⑯

30年度末時点の債務者数

17

人

過年度件数計+現年度件数計=30年度年度末未収金件数
 過年度残高計+現年度残高計=30年度年度末未収金残高
 (上記2の表の予)

118

1375

4. 30年度の取組内容の検証など

	過年度	現年度
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・滞納整理事務マニュアルに基づき、適正な徴収事務を行っていく。 ・現在も市場内で営業している債務者で、分納誓約書の提出を受けている者については引き続き100%の回収を果たすよう注視する。 ・現在市場内で営業していない債務者のうち行方不明の債務者及び、破産手続き中の債務者については、徴収停止に移行すべくこれまでに収集した情報を参考にしながら、当該処理に必要な情報を把握するように努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・滞納整理事務マニュアルに基づき、適正な事務を行っていく。
取組実績	<ul style="list-style-type: none"> ・滞納整理事務マニュアルに基づき、徴収事務を行った。 ・廃業の申出があった債務者においては、廃業届の申請があり次第、未収となっていた債権回収の交渉に速やかにあたった。 ・各債務者の法人登記を取得、法人代表者や個人の債務者の住所地の調査、財産調査等を行い、各債権についての今後の徴収事務の手法について債権回収アドバイザーへ相談を行った。 ・現在も市場内で営業している債務者で、分納誓約書の提出を受けている者については引き続き100%の回収を果たすよう収納管理に努めた。 ・現在市場内で営業していない債務者のうち行方不明の債務者及び、破産手続き中の債務者については、これまでに収集した情報を参考にしながら、債務者の情報把握に努め、徴収停止や不納欠損を含めた適正な債権処理を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・滞納整理事務マニュアルに基づき、徴収事務を行った。 ・現在も市場内で営業している債務者に対しては、納入通知書を発行する際などには納入を促す文書を同封するなどを行い、店舗等へも架電及び訪問等で債務を履行するように交渉した。 ・現在市場内で営業していない債務者に対しては、債務者の情報把握に努めるとともに、文書の発送や架電及び面談による債権回収の手段を行った。 ・破産の連絡があった際には、債権を所有している旨を主張する等を行い、配当金も収受できるように努めた。 ・破産手続きの終了した債務者については、不納欠損を行った。 ・債務履行がなされず、残地物が放置されている業者に対し、明渡しを求めて訴訟を提起すべく事務手続きを進めている。その中において、債務の履行に関しても求めていく。 ・分納誓約の不履行者で債務が6か月に達した債務者に対し、不利益処分(業務許可の取消し及び施設指定の取消し)を行った。 ・各債務者の法人登記を取得、法人代表者や個人の債務者の住所地の調査、財産調査等を行い、各債権についての今後の徴収事務の手法について債権回収アドバイザーへ相談を行った。 ・廃業業者においては、廃業届の申請があり次第、債権回収の交渉に速やかにあたるなどに徹している。
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・これまで、債権額・財産額が少額、債務者が行方不明であるが住民票所在地に居住する家族の証言しかない、法人の事業活動の実態がないが登記が残っている又はみなし解散状態となっているなどの回収困難債権についても、回収の方向性で督促・催告を行ってきた。しかしながら、徴収困難債権について、徴収停止や債権放棄を検討する必要があると市債権対策室へのリーガルチェックで教示を受けた。 ・現在も市場内で営業している債務者で、分納誓約書の提出を受けている者については引き続き100%の回収を果たすよう納入を促すも履行が滞る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・分納誓約をした債務者に誓約通りの履行をさせることが相当に困難な状況である。 ・これまで、債権額・財産額が少額、債務者が行方不明であるが住民票所在地に居住する家族の証言しかない、法人の事業活動の実態がないが登記が残っている又はみなし解散状態となっているなどの回収困難債権についても、回収の方向性で督促・催告を行ってきた。しかしながら、徴収困難債権について、徴収停止や債権放棄を検討する必要があると市債権対策室へのリーガルチェックで教示を受けた。
改善策	<ul style="list-style-type: none"> ・徴収停止をするべき債権とみなされる債権についての精査と、他都市・他局事例を参照し、債権管理のあり方を検討する。 ・分納誓約を履行できない者について、業務許可の取り消しを含めた法的処置を検討していく。 	<ul style="list-style-type: none"> ・徴収停止をするべき債権とみなされる債権についての精査と、他都市・他局事例を参照し、債権管理のあり方を検討する。

5. 令和元年度の取組内容（1.「30年度の未収金残高目標の達成状況」及び4.「30年度の取組内容の検証など」の内容を踏まえて記載すること）

	過年度	現年度
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・滞納整理事務マニュアルに基づき、適正な事務を行っていく。 ・徴収停止をするべき債権とみなされる債権についての精査と、他都市・他局事例を参照し、債権管理のあり方の検討を進め、所属内での協議に努める。 ・滞納整理事務マニュアルに基づき、適正な徴収事務を行っていく。 ・現在も市場内で営業している債務者で、一括納付が困難な者については、分納誓約を提出させ履行されるよう注視していく。 ・現在市場内で営業していない債務者のうち行方不明の債務者及び、破産手続き中の債務者については、これまでに収集した情報を参考にしながら、債務者の情報把握に努め、徴収停止や不納欠損を含めた適正な債権処理を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・滞納整理事務マニュアルに基づき、適正な事務を行っていく。 ・徴収停止をするべき債権とみなされる債権についての精査と、他都市・他局事例を参照し、債権管理のあり方の検討を進め、所属内での協議に努める。

(参考)29年度実績における徴収率の政令指定都市比較(未収金残高1億円以上の債権のみ)

※①、②未入力の場合はその理由

① 政令指定都市20市中 (合計徴収率) 大阪市 位

② 過年度徴収率 大阪市 19.1% / 政令指定都市平均 現年度徴収率 大阪市 99.9% / 政令指定都市平均 合計徴収率(過年度+現年度) 大阪市 99.5% / 政令指定都市平均

未収債権の目標及び具体処理策

所属	中央卸売市場	課・担当	総務担当	債権整理番号(3ケタ)	004	債権名	その他雑収益	債権区分	私債権
----	--------	------	------	-------------	-----	-----	--------	------	-----

1. 30年度の未収金残高目標の達成状況

過年度	A	現年度	A	合計(過年度+現年度)	A
-----	---	-----	---	-------------	---

「A」… 目標を達成、「B1」… 取組は予定通り実施したが、目標は未達、「B2」… 取組を予定通り実施できず、目標も未達
 「-」… 30年度途中に債権が新規発生したことにより目標設定していなかった場合など

2. 未収金残高の推移(実績及び目標) ※色付け箇所のみ整数で入力すること(小数点以下は四捨五入して、入力しないこと)

(単位:千円)

	過年度分										現年度分						合計		
	前年度からの 調定繰越額	年度中の 調定変更額	調定額 (過年度分)	徴収額 (過年度分)	不納欠損額 (過年度分)	未収金 解消額 (過年度分)	翌年度 調定繰越額 (過年度分)	過年度 徴収率	過年度 整理率	年間調定額 (現年度分)	徴収額 (現年度分)	不納欠損額 (現年度分)	整理額 (現年度分)	翌年度 調定繰越額 (現年度分)	現年度 徴収率	現年度 整理率	合計 徴収率	合計 整理率	年度末 未収金残高
	ア =前年度のテ	イ	ウ =ア-イ	エ	オ	カ =イ+エ+オ	キ =ア-カ	ク =エ÷ウ	ケ =カ÷ア	コ	サ	シ	ス =サ+シ	セ =コ-ス	ソ =サ÷コ	タ =ス÷コ	チ =(エ+サ) ÷(ウ+コ)	ツ =(カ+ス) ÷(ア+コ)	テ =キ+セ
平28実績	14	0	14	0	0	0	14	0.0%	0.0%	13,263	13,251	0	13,251	12	99.9%	99.9%	99.8%	99.8%	26
平29実績	26	0	26	26	0	26	0	100.0%	100.0%	29,855	29,855	0	29,855	0	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	0
平30当初目標	26	0	26	12	0	12	14	46.2%	46.2%	6,756	6,756	0	6,756	0	100.0%	100.0%	99.8%	99.8%	14
平30実績	0	0	0	0	0	0	0	-	-	14,439	14,439	0	14,439	0	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	0
令元当初目標	14	0	14	12	0	12	2	85.7%	85.7%	6,756	6,756	0	6,756	0	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	2
令元努力目標	0	0	0	0	0	0	0	-	-	6,864	6,864	0	6,864	0	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	0
令2当初目標	0	0	0	0	0	0	0	-	-	6,864	6,864	0	6,864	0	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	0

3. 30年度決算における未収債権の状況(件数、未収金残高、債務者数) ※色付け箇所のみ整数で入力すること(小数点以下は四捨五入して、入力しないこと)

(残高の単位:千円)

旧分類	回収債権									整理債権							合計 ①~⑯		
	③-C ①	③-D ②	③-E, F ③	③-G ④	① ⑤	②-A ⑥	②-B ⑦	②-B ⑧	③-H ⑨	④ ⑩	⑨、⑩ ⑪	⑧ ⑫	⑬	⑤ ⑭	⑦ ⑮	⑥ ⑯			
強制 非強制 私債権	滞納発生直後のもの(督促状未送付のもの)	督促状送付後、各種催告中又は納付交渉中のもの	督促状送付後、各種処分に向け、財産調査中又は行方不明等で所在など調査中又は個人債務者が死亡したため、相続人調査中のもの	差押手続中のもの又は交付要求中のもの	差押え後、換価手続中のもの又は換価予定のもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約により、分割納付中であり、現在の分割納付額で、10年以上完納見込があるもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約により、分割納付中だが、現在の分割納付額では、完納まで10年以上要するもの	換価猶予等又は履行延期の特約等により、債務者の資力回復を待つため、分割納付の履行が滞り、再度、納付交渉中のもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約を行ったが、履行が滞り、再度、納付交渉中のもの	回収債権①~⑨計	差押えを行ったが、換価見込のないもの又は換価済だが、未収金が残りの回収見込のないもの	所在など調査後、なお、行方不明等又は相続人調査後、なお、相続人が未確定であるが、停止の判断に至れていないもの	債務者の代理人から債務整理の委任通知が届いたもの又は債務者が破産手続中のもの	債務者が破産免責決定を受けたもの	法に基づく滞納処分の停止の決議を行っているもの	債務者が生活困窮中だが、債権の特性上、停止の決議を行えないもの	消滅時効期間が経過しているもの	整理債権⑩~⑯計	0
過年度 残高									0									0	0
現年度 残高									0									0	0

【未収債権の件数及び債務者数並びに分類の考え方】
 ① 未収債権の件数は、原則、調定件数とする。調定をまとめて行っている場合は、事実上の債権の件数とする。(例:毎月の定期給付債権の場合、1人の債務者につき、1年間で12件の債権が発生していることとなる。)
 ② 1つの債権に、連帯債務者や連帯保証人が設定されている場合であっても、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考え、3の表は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
 ③ 債務者が死亡した場合で、相続人が複数いる場合、相続割合に従い、債務が相続される(債務が分割して相続される)が、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考える。
 それぞれの相続人で、未収債権の状況が異なっている場合、3の表は、相続された債権額の最も大きい相続人の状況で分類する。同額の場合は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
 ※ 未収債権の進捗状況 … ① → ② → ③ ⇒ 回収債権: (④ → ⑤) 又は ⑥ 又は ⑦ 又は ⑧ 又は ⑨ / 整理債権: (⑩ 又は ⑪ 又は (⑫ → ⑬)) → ⑭ 又は ⑮ → ⑯

30年度末時点の債務者数	0	過年度件数計+現年度件数計=30年度年度末未収金件数	0
		過年度残高計+現年度残高計=30年度年度末未収金残高(上記2の表の予)	0

4. 30年度の取組内容の検証など

	過年度	現年度
取組内容	・滞納整理事務マニュアルに基づき、適正な事務を行っていく。	・滞納整理事務マニュアルに基づき、適正な事務を行っていく。
取組実績	その他雑収益の過年度分については、未収金は発生しなかった。	・滞納整理事務マニュアルに基づき、徴収事務を行い、適正な徴収事務を達成することができた。
課題		
改善策		

5. 令和元年度の取組内容（1.「30年度の未収金残高目標の達成状況」及び4.「30年度の取組内容の検証など」の内容を踏まえて記載すること）

	過年度	現年度
取組内容	・滞納整理事務マニュアルに基づき、適正な事務を行っていく。	・滞納整理事務マニュアルに基づき、適正な事務を行っていく。

(参考)29年度実績における徴収率の政令指定都市比較(未収金残高1億円以上の債権のみ)

※①、②未入力の場合はその理由

① 政令指定都市20市中 大阪市 位
(合計徴収率)

② 過年度徴収率 大阪市 100.0% / 政令指定都市平均 現年度徴収率 大阪市 100.0% / 政令指定都市平均 合計徴収率(過年度+現年度) 大阪市 100.0% / 政令指定都市平均

未収債権の目標及び具体処理策

所属	中央卸売市場	課・担当	総務担当	債権整理番号(3ケタ)	005	債権名	原状回復費用	債権区分	私債権
----	--------	------	------	-------------	-----	-----	--------	------	-----

1. 30年度の未収金残高目標の達成状況

過年度	B1	現年度	A	合計(過年度+現年度)	B1
-----	----	-----	---	-------------	----

「A」… 目標を達成、「B1」… 取組は予定通り実施したが、目標は未達、「B2」… 取組を予定通り実施できず、目標も未達
 「-」… 30年度途中に債権が新規発生したことにより目標設定していなかった場合など

2. 未収金残高の推移(実績及び目標) ※色付け箇所のみ整数で入力すること(小数点以下は四捨五入して、入力しないこと)

(単位:千円)

	過年度分									現年度分						合計			
	前年度からの 調定繰越額	年度中の 調定変更額	調定額 (過年度分)	徴収額 (過年度分)	不納欠損額 (過年度分)	未収金 解消額 (過年度分)	翌年度 調定繰越額 (過年度分)	過年度 徴収率	過年度 整理率	年間調定額 (現年度分)	徴収額 (現年度分)	不納欠損額 (現年度分)	整理額 (現年度分)	翌年度 調定繰越額 (現年度分)	現年度 徴収率	現年度 整理率	合計 徴収率	合計 整理率	年度末 未収金残高
	ア =前年度のテ	イ	ウ =ア-イ	エ	オ	カ =イ+エ+オ	キ =ア-カ	ク =エ÷ウ	ケ =カ÷ア	コ	サ	シ	ス =サ+シ	セ =コ-ス	ソ =サ÷コ	タ =ス÷コ	チ =(エ+サ) ÷(ウ+コ)	ツ =(カ+ス) ÷(ア+コ)	テ =キ+セ
平28実績	378	0	378	0	0	0	378	0.0%	0.0%	0	0	0	0	0	-	-	0.0%	0.0%	378
平29実績	378	0	378	0	0	0	378	0.0%	0.0%	0	0	0	0	0	-	-	0.0%	0.0%	378
平30当初目標	378	0	378	378	0	378	0	100.0%	100.0%	0	0	0	0	0	-	-	100.0%	100.0%	0
平30実績	378	0	378	0	0	0	378	0.0%	0.0%	0	0	0	0	0	-	-	0.0%	0.0%	378
令和当初目標	0	0	0	0	0	0	0	-	-	0	0	0	0	0	-	-	-	-	0
令和努力目標	378	0	378	378	0	378	0	100.0%	100.0%	0	0	0	0	0	-	-	100.0%	100.0%	0
令和当初目標	0	0	0	0	0	0	0	-	-	0	0	0	0	0	-	-	-	-	0

3. 30年度決算における未収債権の状況(件数、未収金残高、債務者数) ※色付け箇所のみ整数で入力すること(小数点以下は四捨五入して、入力しないこと)

(残高の単位:千円)

旧分類	回収債権									整理債権								合計 ①~⑯		
	③-C ①	③-D ②	③-E、F ③	③-G ④	① ⑤	②-A ⑥	②-B ⑦	②-B ⑧	③-H ⑨	④ ⑩	⑨、⑩ ⑪	⑧ ⑫	⑧ ⑬	⑤ ⑭	⑦ ⑮	⑥ ⑯				
強制公債 ・ 私債権	滞納発生直後のもの(督促状未送付のもの)	督促状送付後、各種催告中又は納付交渉中のもの	督促状送付後、各種処分に向けて、財産調査中又は行方不明等で所在など調査中又は個人債務者が死亡したため、相続人調査中のもの	差押手続中のもの又は交付要求中のもの	差押え後、換価手続中のもの又は換価予定のもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約により、分割納付中であり、現在の分割納付額で、10年以上完納見込があるもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約により、分割納付中だが、現在の分割納付額では、完納まで10年以上要するもの	換価猶予等又は履行延期の特約等により、債務者の資力回復を待つため、分割納付の履行が滞り、再度、納付交渉中のもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約を行ったが、履行が滞り、再度、納付交渉中のもの	回収債権①~⑨計	差押えを行ったが、換価見込のないもの又は換価済だが、未収金が残りのないもの	所在など調査後、なお、行方不明等又は相続人調査後、なお、相続人が未確定であるが、停止の判断に至れていないもの	債務者の代理人から債務整理の委任通知が届いたもの又は債務者が破産手続中のもの	債務者が破産免責決定を受けたもの	法に基づく滞納処分の停止の決議を行っているもの	債務者が生活困窮中だが、債権の特性上、停止の決議を行えないもの	消滅時効期間が経過しているもの	整理債権⑩~⑯計	0	1
過年度	件数		1						1									0	1	
現年度	残高		378						378									0	378	
現年度	件数								0									0	0	
現年度	残高								0									0	0	

【未収債権の件数及び債務者数並びに分類の考え方】

- ① 未収債権の件数は、原則、調定件数とする。調定をまとめて行っている場合は、事実上の債権の件数とする。(例:毎月の定期給付債権の場合、1人の債務者につき、1年間で12件の債権が発生していることとなる。)
- ② 1つの債権に、連帯債務者や連帯保証人が設定されている場合であっても、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考え、3の表は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
- ③ 債務者が死亡した場合で、相続人が複数いる場合、相続割合に従い、債務が相続される(債務が分割して相続される)が、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考える。それぞれの相続人で、未収債権の状況が異なっている場合、3の表は、相続された債権額の最も大きい相続人の状況で分類する。同額の場合は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。

※ 未収債権の進捗状況 … ① → ② → ③ ⇒ 回収債権: (④ → ⑤) 又は ⑥ 又は ⑦ 又は ⑧ 又は ⑨ / 整理債権: (⑩ 又は ⑪ 又は (⑫ → ⑬)) → ⑭ 又は ⑮ → ⑯

30年度末時点の債務者数

1

過年度件数計+現年度件数計=30年度年度末未収金件数

過年度残高計+現年度残高計=30年度年度末未収金残高(上記2の表の予)

1

378

人

4. 30年度の取組内容の検証など

	過年度	現年度
取組内容	・滞納整理マニュアルに基づき、適正な徴収事務を行っていく。	・滞納整理マニュアルに基づき、適正な徴収事務を行っていく。
取組実績	・滞納整理マニュアルに基づき、徴収事務を行った。 ・各債務者の住所地の調査、財産調査等を行い、各債権についての今後の徴収事務の手法について債権回収アドバイザーへ相談を行った。	原状回復費用の現年度分については、未収金は発生しなかった。
課題	・債権回収アドバイザーへの相談を受けて、債務承認をとるべく交渉を引き続き行っていく必要があると認識しているが、これまで電話や文書を送付するも何の反応も得られない状況であるため、どのような手法で行うべきかの検討が必要である。	-
改善策	・債務承認をとるよう業務を進めていく中で、苦慮する部分があれば、市場内で共有を園りつつ相談できる機関へ相談を実施する等も検討する。	-

5. 令和元年度の取組内容（1.「30年度の未収金残高目標の達成状況」及び4.「30年度の取組内容の検証など」の内容を踏まえて記載すること）

	過年度	現年度
取組内容	・滞納整理マニュアルに基づき、適正な徴収事務を行っていく。 ・債務承認をとるよう事務を行う。 ・文書による催告を行う。	・滞納整理マニュアルに基づき、適正な徴収事務を行っていく。

(参考)29年度実績における徴収率の政令指定都市比較(未収金残高1億円以上の債権のみ)

※①、②未入力の場合はその理由

① 政令指定都市20市中
(合計徴収率) 大阪市 位

② 過年度徴収率 大阪市 0.0% / 政令指定都市平均 現年度徴収率 大阪市 - / 政令指定都市平均 合計徴収率(過年度+現年度) 大阪市 0.0% / 政令指定都市平均